

## 更新条件

資格の有効期間内に、① [知識要件]・② [実務要件] のそれぞれに係る更新条件において定める資格更新ポイントを取得すること。

## ① [知識要件]

下記 i～iv のいずれかの内容に関する研修・講座・セミナー等の受講や、学会の参加を [知識要件] の対象とする。

- i. 医療知識（診療科別医学知識、医療の最新動向等）
- ii. 医療通訳理論
- iii. 外国人患者受入れ対応に関する知識
- iv. 多文化理解に関する知識

## ◎ [知識要件] に係る更新条件

[知識要件] に該当する資格更新ポイントを 10 ポイント以上 取得

## ◎ [知識要件] に該当する資格更新ポイント

ポイント対象項目	条件	ポイント (p)		資格更新申請に必要な証明書類	備考
		付与ポイント	ポイント取得上限		
○資格更新研修					
1 資格更新研修（知識要件科目）の受講	資格更新研修（知識要件科目）の修了 【目安】90分×2コマ（計180分）	10p (1回の開催につき)	なし	修了証の写し	・日本医療教育財団が指定する資格更新研修を対象とする。 ※2019年度時点では、日本医療教育財団主催の「資格更新研修」のみが該当。
○教育研修・講座・セミナー等					
2 研修・講座等の受講 (各種団体・医療機関等が実施するもので、複数の日程にわたりカリキュラムが組まれ、シラバスに基づき開催されるもの)	知識要件の内容を含む研修・講座等の修了 【目安】知識要件の内容に該当する講義内容で、90分×2コマ（計180分）以上あること	10p (1期の開催につき)	なし	修了証の写し ※修了証による証明が難しい場合は、任意形式でのレポートおよび資料(内容・時間数が分かるもの)の提出でも可	・知識要件の内容を含んでいることが客観的に判断できる研修・講座等を対象とする。 ※申請後、内容と時間が明記された資料の提出を求める場合あり。(事務局にて確認)
3 大学や各種学校等の科目の履修 (大学や各種学校等における科目としてカリキュラムが組まれ、シラバスに基づき開講されるもの)	知識要件の内容を含む科目の履修 【目安】知識要件の内容に該当する講義内容で、90分×2コマ（計180分）以上あること	10p (1期の開講につき)	なし	履修証明書 ※履修証明書による証明が難しい場合は、任意形式でのレポートおよび資料(内容・時間数が分かるもの)の提出でも可	・知識要件の内容を含んでいることが客観的に判断できる科目を対象とする。 (該当科目の単位取得有無は問わない) ※申請後、内容と時間が明記された資料の提出を求める場合あり。(事務局にて確認)

ポイント対象項目	条件	ポイント (p)		資格更新申請に必要な証明書類	備考
		付与ポイント	ポイント取得上限		
4 セミナー・講習会等の参加 (大学の公開講座や各種団体・医療機関等が実施する1日間程度のセミナー・講習会等、単発で開催されるもの) ※組織内で内部限定的に行われるグループ会議や自主勉強会等は対象外。	知識要件の内容を含むセミナー・講習会等の参加 【目安】知識要件の内容に該当する講義内容で、60分以上あること ※講師として担当した場合も対象とする。	4 p (1回の開催につき)	なし	参加票等の写し ※参加票等による証明が難しい場合は、任意形式でのレポートおよび資料(内容・時間数が分かるもの)の提出でも可	・知識要件の内容を含んでいることが客観的に判断できるセミナー・講習会等を対象とする。 ※申請後、内容と時間が明記された資料の提出を求める場合あり。(事務局にて確認)
○学会					
5 学会が実施する 学術集会・総会等への参加 (定期的に活動実態があり、かつ、知識要件の内容に関連する分野の学会が実施するもの)	知識要件の内容を含む学術集会・総会等への参加(受講者) ※1回の開催において「6.学会が実施する学術集会・総会等での発表」と両方のポイントを取得することは不可。	4 p (1回の開催につき)	なし	参加票等の写し ※参加票等による証明が難しい場合は、任意形式でのレポートおよび資料(内容が分かるもの)の提出でも可	・学会の会員等の有無は問わない。 ・知識要件の内容に関するものであることが客観的に判断できる学術集会・総会等を対象とする。 ※申請後、内容が明記された資料の提出を求める場合あり。(事務局にて確認)
6 学会が実施する 学術集会・総会等での発表 (定期的に活動実態があり、かつ、知識要件の内容に関連する分野の学会が実施するもの)	知識要件の内容を含む学術集会・総会等における発表(発表者・シンポジスト・ファシリテーター・パネラー) ※1回の開催において「5.学会が実施する学術集会・総会等への参加」と両方のポイントを取得することは不可。	8 p (1回の開催につき)	なし	発表を証明する資料(発表資料、抄記等)	・学会の会員等の有無は問わない。 ・知識要件の内容に関するものであることが客観的に判断できる学術集会・総会等を対象とする。 ※申請後、内容が明記された資料の提出を求める場合あり。(事務局にて確認)

② [実務要件]

通訳実務に関する研修・講座・セミナー等の受講、および、医療通訳に関する実務活動を [実務要件] の対象とする。

■研修・講座・セミナー等の受講

- ・通訳実務に関する下記 i・ii のいずれかの内容に関する研修・講座・セミナー等の受講（i・ii の内容を講義の半分以上占めるもの）
  - i. 通訳技術・通訳実技
  - ii. 通訳実務実習
- ※ i・ii とともに、内容にロールプレイング・実技演習を含むものとする。（座学や見学のみは不可）
- ※医療通訳に限らず、通訳全般に関するものを対象とする。

■実務活動

- ・医療通訳に関する実務活動（医療機関等での実務）

◎ [実務要件] に係る更新条件

[実務要件] に該当する資格更新ポイントを 10 ポイント以上 取得

◎ [実務要件] に該当する資格更新ポイント

ポイント対象項目	条件	ポイント (p)		資格更新申請に必要な証明書類	備考
		付与ポイント	ポイント取得上限		
○資格更新研修					
1 資格更新研修（実務要件科目）の受講	資格更新研修（実務要件科目）の修了 【目安】90分×2コマ（計180分）	10p (1回の開催につき)	なし	修了証の写し	・日本医療教育財団が指定する資格更新研修を対象とする。 ※2019年度時点では、日本医療教育財団主催の「資格更新研修」のみが該当。
○教育研修・講座・セミナー等					
2 研修・講座等の受講 (各種団体・医療機関等が実施するもので、複数の日程にわたりカリキュラムが組まれ、シラバスに基づき開催されるもの)	実務要件の内容を含む研修・講座等の修了 【目安】実務要件の内容に該当する講義内容で、90分×2コマ（計180分）以上あること	10p (1期の開催につき)	なし	修了証の写し ※修了証による証明が難しい場合は、任意形式でのレポートおよび資料(内容・時間数が分かるもの)の提出でも可	・実務要件の内容を含んでいることが客観的に判断できる研修・講座等を対象とする。 ※申請後、内容と時間が明記された資料の提出を求める場合あり。(事務局にて確認)
3 大学や各種学校等の科目の履修 (大学や各種学校等における科目としてカリキュラムが組まれ、シラバスに基づき開講されるもの)	実務要件の内容を含む科目の履修 【目安】実務要件の内容に該当する講義内容で、90分×2コマ（計180分）以上あること	10p (1期の開講につき)	なし	履修証明書 ※履修証明書による証明が難しい場合は、任意形式でのレポートおよび資料(内容・時間数が分かるもの)の提出でも可	・実務要件の内容を含んでいることが客観的に判断できる科目を対象とする。 (該当科目の単位取得有無は問わない) ※申請後、内容と時間が明記された資料の提出を求める場合あり。(事務局にて確認)

ポイント対象項目	条件	ポイント (p)		資格更新申請に必要な証明書類	備考
		付与ポイント	ポイント取得上限		
4 セミナー・講習会等の参加 (大学の公開講座や各種団体・医療機関等が実施する1日間程度のセミナー・講習会等、単発で開催されるもの) ※組織内で内部限定的に行われるグループ会議や自主勉強会等は対象外。	実務要件の内容を含むセミナー・講習会等の参加 【目安】実務要件の内容に該当する講義内容で、60分以上あること ※講師として担当した場合も対象とする。	5 p (1回の開催につき)	なし	参加票等の写し ※参加票等による証明が難しい場合は、任意形式でのレポートおよび資料(内容・時間数が分かるもの)の提出でも可	・実務要件の内容を含んでいることが客観的に判断できるセミナー・講習会等を対象とする。 ※申請後、内容と時間が明記された資料の提出を求める場合あり。(事務局にて確認)
○実務活動					
5 医療通訳の実務 ※該当する言語(英語・中国語)による実務に限る。	年平均40件以上、もしくは40時間以上の実務活動	5 p/年	なし (2年で最大10 p)	実務活動証明書 (書式については下記欄外参照)	・医療機関等での医療通訳の実務活動を対象とする。 ・1年につき5ポイントの加算とする。
	年平均20件以上40件未満、もしくは20時間以上40時間未満の実務活動	3 p/年	なし (3年で最大9 p)		・医療機関等での医療通訳の実務活動を対象とする。 ・1年につき3ポイントの加算とする。
6 医療通訳以外の分野に関する通訳の実務 ※該当する言語(英語・中国語)による実務に限る。	年平均40件以上、もしくは40時間以上の実務活動	2 p/年	なし (3年で最大6 p)	実務活動証明書 (書式については下記欄外参照)	・医療通訳以外の通訳に関する実務活動を対象とする。 ・1年につき2ポイントの加算とする。
	年平均20件以上40件未満、もしくは20時間以上40時間未満の実務活動	1 p/年	なし (3年で最大3 p)		・医療通訳以外の通訳に関する実務活動を対象とする。 ・1年につき1ポイントの加算とする。
7 医療通訳に関する研修・講座における講師の実務 ※該当する言語(英語・中国語)による実務に限る。	年平均40時間以上の実務活動 (実務要件の内容に該当する科目の講師を対象とする)	5 p/年	なし (2年で最大10 p)	実務活動証明書 (書式については下記欄外参照)	・研修・講座(通訳実技、通訳実務実習)の講師の実務活動を対象とする。 ・1年につき5ポイントの加算とする。
	年平均20時間以上40時間未満の実務活動 (実務要件の内容に該当する科目の講師を対象とする)	3 p/年	なし (3年で最大9 p)		・研修・講座(通訳実技、通訳実務実習)の講師の実務活動を対象とする。 ・1年につき3ポイントの加算とする。

## \*「実務活動証明書」について

書式は任意とするが、以下①～④の情報を必ず記載のうえ、書面上に、所属機関・団体等の責任者における証明印の押印もしくはサインを記入すること。

- ①対象者氏名 ②実務活動期間(〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの〇年〇ヵ月間)
- ③実務活動内容・実績(〇〇での〇〇〇〇の実務を〇〇語で年間〇〇件、もしくは〇〇時間など詳しく)
- ④所属機関・団体等の名称、所在地、代表者・責任者名